

太陽光発電所のメンテナンスは きちんとなされていますか？

20年間何もせず、問題なく売電が出来るという上手い話はありません。また、2017年4月に施行された改正FIT法では、太陽光発電システムの保守・点検やメンテナンスが定められています。メンテナンス以外にも標識の掲示やフェンスの設置等も義務化されています。場合によっては『認定取り消し』もありえます。

太陽光発電装置や空家の屋根・外壁の異常箇所をいち早く赤外線サーモグラフィカメラで発見します。

もう、足場を組んで点検する必要はありません。

種類	金額(税抜)	内容
通常	30,000円~	PR用素材や記念撮影、屋根等の点検写真(拘束時間1h)
広範囲・大型	50,000円~	橋やダム、建設中の大型物件の写真・動画(拘束時間半日)
赤外線カメラ	80,000円~	太陽光発電高圧(低圧は別相談) 構造物のホットスポット調査動画・写真

※撮影場所や拘束時間等により料金は異なります。



空き家や利用していない土地はありませんか？

毎年固定資産税はかかるし、特定空き家に指定されると固定資産税も高額になってしまいます。そのまま放置したら白アリ、ネズミ、イノシシ等の住処と化し、周辺環境も悪くなり全体の土地価格がさらに低下するという悪循環になります。

富伸産業有限公司

代表取締役 大中 靖

宅地建物取引業熊本県知事免許(10)第229

(一社)太陽光発電安全保安協会資格認定 第2018266号

(一社)DPA ドローン操縦士協会資格認定 第45-1-26

〒863-0043

天草市亀場町亀川142-10(ヨコハマタイヤ前)

電話・FAX 0969-24-1118

携帯 080-6413-5305

業務内容

- ①ドローンによる空中写真・動画撮影
- ②太陽光発電所の保守及びメンテナンス
- ③不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸借及び管理



事務所前が駐車場となっております



行政書士は
頼れる
街の法律家



さまざまな許認可や届出、
遺言や相続、契約などの
相談や書類作成を行います。

あなたが亡くなると、
その遺産はご家族の
共有状態となります。

共有状態とは、法定相続分に基づいた割合で持ち分
を定めたものであり、「誰に」「何を」が決まってい
ない状態です。これをご家族が話し合いで、具体的
に分割するのですが、この話し合いを遺産分割協議
と言います。

悩んだら まずご相談ください。

誰に聞いたらいいのかわからない。相談に乗って
くれるところはないだろうか。こんな経験はあり
ませんか。必要な場合には、他の専門家と連携し
つつ、全力でサポートさせていただきます！

相談料
初回
無料

中小企業社長・個人事業主
の皆さん、毎月の帳簿記帳
どうしていますか？

経理事務を委託することにより
本来の経営に専念できます。

お客様から入金記録、領収書等、通帳のコピーを当事務所に
送って(持参)いただき、当事務所が証憑書類を整理。その後、
会計ソフトを使って仕訳日記帳、総勘定元帳および補助
簿等を作成し、決算時には損益計算書、貸借対照表
を作成しお客様に納品します。

家を建てたり
しようと思っても
そこが農地ならば
勝手に建築する
ことはできません。

農業委員会に農地法の許可申請が必要となり
ます。また、許可なしで建築すると原状復帰
命令がなされます。

行政書士大中靖事務所

電話 0969-24-1118
FAX

携帯 080-6413-5305

行政書士 大中 靖 行政書士登録番号 第19431479号



【経歴】
・松島商業高校
卒業
・日本大学
経済学部卒業
・天草市役所
(旧本渡市)を
早期退職し、
令和元年事業
継承及び起業

【趣味】マラソン・トリアスロン

業務内容

- ①決算書の作成・帳簿記帳等
経理事務代行
- ②遺産分割協議書等作成
- ③農地法許可等の申請書作成
- ④不動産ビジネス(民泊・旅
館業、宅建業、建設業など)
- ⑤その他行政提出書類作成

平均月間仕訳数	会計記帳代行(税抜)
30 仕訳以内	3,000円
50 仕訳以内	5,000円
100 仕訳以内	10,000円
200 仕訳以内	20,000円
300 仕訳以内	30,000円
400 仕訳以内	40,000円
500 仕訳以内	50,000円

業務内容	手数料(税抜)
農地法 3 条許可申請	40,000円~
農地法 4 条許可申請	40,000円~
農地法 5 条許可申請	50,000円~
遺産分割協議書作成	80,000円~
住宅宿泊事業届出	80,000円~
宅地建物業等免許更新	50,000円~
契約書等作成	10,000円~